

建設工事と技術者の配置について

井手町

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業 : 国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業) : 一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外) : 一級国家資格者、指導監督の実務経験者(年数規定有)

- ◎ 営業所専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。
- ◎ 営業所専任技術者は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
 - ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
 - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
(当該営業所が井手町内にあること。)
 - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場合においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。
- ◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。
- ◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経営業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければなりません。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に

代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第 26 条第 3 項）

請負金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場が井手町内において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

（入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負金額等にかかわらず技術者を専任で配置することが必要です。）

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)(土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)			指定建設業以外(左以外の21業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,000 万円以上 ※1	4,000 万円未満 ※1	4,000 万円以上は契約できない ※1	4,000 万円以上 ※1	4,000 万円未満 ※1	4,000 万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①国家資格者 ②実務経験者		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①国家資格者 ②実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が 3,500 万円(※2)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要	必要なし	
	監理技術者講習受講の必要性						

※1 建築一式工事の場合:6,000 万円

※2 建築一式工事の場合:7,000 万円

4 現場代理人（建設業法第 19 条の 2 第 1 項）

現場代理人については、工事請負契約書及び共通仕様書に以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人の工事現場常駐義務

井手町の工事請負契約書第 10 条第 2 項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人の請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

京都府土木工事共通仕様書（案）1・1・14

請負者は、契約書第 10 条に基づく現場代理人を、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当することだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

(3) 工事現場における現場代理人の常駐の特例

井手町工事請負契約書第 10 条第 3 項 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」とは、以下の条件のいずれかの場合に限ります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

現場代理人が工事現場を離れる場合、その期間を明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を工事打合せ簿等で明確にしなければなりません。

(4) 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合

- ア (3) アからエに規定する場合
- イ 一件の入札で複数の契約をする工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）
- ウ 発注済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。（それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、発注者が認めない場合を除く。）
- エ 兼任する工事が技術者非専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。

- (ア) 兼任する工事が、井手町内であること。
- (イ) 兼任する工事が 2 件までであること。
- (ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満であること。
- (エ) 井手町又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、井手町と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。
- (オ) 兼任する町の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- (カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事の場合は、以下の全てを満たすとき。ただし、発注者が認めない場合を除く。

- (ア) 兼任する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要するもので井手町内の工事であること。
- (イ) 兼任する工事が 2 件までであること。
- (ウ) 井手町又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、井手町と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。
- (エ) 兼任する町の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- (カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

ただし、連絡員及び連絡体制を工事打ち合わせ簿等で明確にしなければなりません。連絡員は、元請負業者の社員の他、一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。

5 請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることとされています。また、「入札の申込みのあった日」とは、一般競争入札の場合、入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合、入札の執行日、随意契約の場合、見積書の提出日とします。